

6 文化庁の移転を見据えたかけがえのない文化の保存・活用・創造 (文化庁・内閣府・消防庁・国土交通省)

歴史都市・京都には、世界遺産「古都京都の文化財」に代表される文化財をはじめ、平安期以前から近代までの歴史的・文化的資産が重層的に現存しています。

日本の「文化力」の一層の向上を図り、文化芸術立国を推進するためには、関西、とりわけ歴史的・文化的資産が集積する京都に、文化振興の拠点を置き、日本文化を強力に発信していくことが効果的です。

こうした観点に加え、首都圏の被災に備えて行政機能の東京一極集中の是正を図るためにも、京都市への文化庁の移転を見据え、文化庁関西元気文化圏推進・連携支援室（関西分室）を発展、拡充することを求めます。

また、京都に蓄積するかけがえのない歴史的・文化的資産を十分に活用し、日本文化を未来へと継承していくために、次のとおり提案・要望します。

提案事項

- 1 京都市への文化庁の移転を見据えた、東アジア文化交流推進プロジェクトの京都開催や国際芸術フェスティバル支援事業の関西展開をはじめとする文化庁関西元気文化圏推進・連携支援室（関西分室）の権限拡充及び平成26年4月以降の継続設置 京都市・京都府共同提案
- 2 未指定文化財の総合的な調査、公有史跡の歴史公園としての整備及び出土遺物の管理に対する財政措置
- 3 文化財に匹敵する価値を有する建物や庭園に対する相続税等の税制優遇措置の創設
- 4 文化財とその周辺を守る防災水利整備の推進のため、総合的防災対策の視点に立ったメニューの創設を図るなど省庁を横断した新たな制度・支援策の創設
- 5 1200年の都市としての歴史・記憶を生かして、日本の歴史・文化を総合的に理解でき、日本の文化力を世界に発信する、国立京都歴史博物館（仮称）の創設

要望事項

- 1 元離宮二条城における建造物等の保存修理事業及び障壁画修復に対する財政措置の継続
- 2 文化交流の拠点である京都会館再整備事業に対する財政支援の措置

所管の省庁課：文化庁（長官官房政策課，長官官房国際課，文化財部記念物課，美術学芸課，参事官，文化部芸術文化課） 内閣府（参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）） 消防庁（予防課） 国土交通省（都市局都市安全課，まちづくり推進課，都市局市街地整備課）

京都市の担当課：総合企画局 政策企画室 京都創生課長 石田洋也 TEL 075-222-3375

文化市民局 文化芸術企画課長 城本聡美 TEL 075-366-0033

文化市民局 文化財保護課長 北田栄造 TEL 075-366-1498

消防局 総務部 企画課長 山根毅彦 TEL 075-212-6611

京都への文化庁の機能移転

◆「関西元気文化圏」推進・連携支援室

設置：平成 19 年 1 月
場所：京都府庁旧本館

文化庁分室機能のさらなる拡充と 京都芸術センターとの連携

海外発信や人材育成等について、文化庁分室と京都市（京都芸術センター）、京都府との協力により、京都及び関西の強みである日本を代表する歴史・文化資産を活かした事業展開を図る。

◇ 京都ビエンナーレの開催

平成 27 年上半期に、国際芸術フェスティバル支援事業の関西展開により、現代美術を中心とする国際的な芸術祭を開催する。

◇ 古典文化の振興拠点

日本の伝統文化に親しみ、日本の心を伝える古典の振興を図り、古典に親しむ機運の醸成と古典関連教育推進のための拠点とする。

◇ 日本版アーツカウンシルの関西拠点

大学のまち・京都ならではの人的資源を生かし、西日本を管轄するアーツカウンシルの拠点として、文化芸術創造活動の支援を行う。

◇ アーティスト・イン・レジデンスの総合情報・施設間連携の拠点

アーティスト・イン・レジデンスに先進的に取り組んでいる京都を拠点として、関連施設の総合情報化及び連携を強化するとともに、国内外への発信を図る。

◇ 東アジア文化交流推進プロジェクトの推進

国際日本文化研究センターなど、京都の大学・研究機関の集積を生かし、「東アジア共生会議」を開催する等、東アジアの人的・文化的交流の拠点とする。

◇ 文化発信・国際文化交流の推進

京都が有するメディア関連の豊かな資源を活用した「文化庁メディア芸術祭」の京都開催の定例化や「京都国際舞台芸術祭」の実施など、国際文化交流の統括拠点の一つとする。

現状・京都市の取組

○ 文化財の宝庫

国 宝：206 件（全国比 19.0%）、重要文化財：1,842 件（全国比 14.4%）
特別記念物：12 件（全国比 7.4%）

○ 京都市所蔵の出土遺物

市内 8 箇所の収蔵施設 年間約 3 千箱分の遺物が出土

○ 未整備の史跡

公有化後の未整備面積 43,740 m²〔鳥羽殿跡ほか 7 件〕

○ 京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度の創設（平成 23 年度）

京都に数多く存在する、世代を越えて継承されてきた京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園の多くは、所有者のたゆまない努力、文化財保護や景観関連等の制度で保存・活用（近代和風建築物、岡崎の庭園群、京都で活躍した人物や企業、大学等にゆかりのある建物や庭園など）



中には、存在と魅力が十分に伝わっていないもの。所有者の事情（相続税の負担大など）によって維持・継承が危ぶまれるものがある！

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募によりリスト化・公表し、市民ぐるみで残そうという気運を高めるとともに、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。（平成 24 年 3 月 77 箇所を選定）